

向台小学校区タウンミーティング意見・回答一覧

ID	行政区名	意見の概要	意見に対する回答	地図等の有無	担当部	担当課
R4-向台小-1	東みどり野	<p><b>【公園内のトイレリフォームについて】</b>                      ・市内各所の公園にあるトイレの現状について(和式・洋式の割合)                      ・今後の洋式化の見通し・計画について併せて、市内トイレの定期清掃の実施をお願いしたい。</p>	<p>市内各所のトイレのある公園は、14か所ありまして、和式・洋式の割合は和式が7か所、洋式7か所になります。洋式化の計画は特にありませんが、要望のあるところから予算化して、順次洋式に交換してまいります。なお、公園内のトイレ清掃は、毎週月・金の週2回、定期的に職員が清掃しております。</p>	地図写真	建設部	都市計画課
R4-向台小-2	みどり野	<p><b>【空家対策について】</b>                      毎年、空き家についての苦情が数件(庭の手入れ、ブロックの亀裂、倒壊の危険など)寄せられる。その都度、空家対策課に出向いて対応のお願いをしているが、同じことを繰り返すだけになっている。明らかに住めない状態になっている物件について恒久的な対策はできないのか。                      牛久市の「空家条例」では、「情報提供・実態調査・助言・指導・勧告・命令・公表」となっているが、最後の公表とはどのように行われるのか、それは解決の糸口となるのか、その効果は期待できるのか。                      他の自治体では「強制執行」や「固定資産税の軽減措置の解除」まで条例化しているところもある。「安全で安心して暮らせるまちづくり」をスローガンにしているのであれば、徹底した対策をお願いしたい。</p>	<p>「牛久市あき家等の適正管理及び有効活用に関する条例」は、空家等が社会問題になってきた早い時期である平成24年7月に条例を制定施行し管理不全空家等に対応してきました。主な内容は、物件所有者等への助言及び指導を文書で繰り返し行い、思うように進まない物件等に対しては、直接訪問を実施して対応してきております。指導以降については、実施例はございませんが、いずれも「相当の猶予期限を付けて」勧告・命令することができ、最終的には「公表」し、「訴えの提起をすること」ができるとしており、裁判等により解決を図ることになります。                      国においても、少子高齢化等による空家等の問題に対応するため、空家等対策の法的根拠が整備され、平成26年5月に「空家等の推進に関する特別措置法」が施行されました。この法律により、著しい管理不全空家を「特定空家等」と認定して、助言及び指導・勧告・命令、最終的には代執行まで実施できるように法律の整備がされました。                      現在、本市では、管理不全空家の初期段階を市条例により指導及び助言、さらには戸別訪問等を実施して管理不全空家からの改善への注意喚起を実施しています。しかしながら、それでも解決されなく、状態が著しくひどくなった空家等に対しては、「特定空家等」と認定して、法律による各措置を実施しております。平成29年4月に空家対策課が設置されて以降、「特定空家等」に認定した物件数は13件で、そのうち、所有者不存在による略式代執行を3物件実施、所有者等により改善・解決されたものが6物件、一部改善されたものが2物件、現在も指導中のものが2物件となっております。                      所有者権利が確保されてはいますが、市条例と国の法律とを適用しながら今後も空家等の管理の徹底をお願いしてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。</p>	なし	建設部	空家対策課
R4-向台小-3	みどり野	<p><b>【タウンミーティングの意見・要望規制について】</b>                      タウンミーティングの目的は「政策提言の場」なので、                      ・行政区単位の要望は個別対応                      ・市の方針が決定しているものは対象外                      ・過年度に回答しているものは対象外                      との指示が出ている。                      このようにタガをはめられては、自由な意見交換はできないと思う。                      区長の役割は、区の事情を踏まえ、区民の安心安全の為にタウンミーティングの場で要望を出し、市や他行政区と情報共有・意見交換しながら、対策を考えている。                      個別対応できるもの、市・他行政区と共有したい事案を判断しながら選んで要望しているつもりです。                      また、「過年度に回答しているものは対象外」の件、保留・却下となった事案であっても、住民は継続して要望してくる。「過去に要望したけど…云々」では納得できないものもある。                      再要望・再提案は、住民の切実な問題として受け止めていただきたい。</p>	<p>タウンミーティングについては、市からの情報提供や、小学校区における共通した課題等の意見交換、そして他の行政区との情報交換の場として、大きな役割を果たしているものと考えております。                      また、区長の皆様は区民から多くのご意見やご要望が寄せられていることを承知しておりますが、事前にご提出いただいておりますすべてのご意見・ご要望を当日のタウンミーティングで議題とすることは時間的に難しい状況です。そのため、信号機の設置といった市が実施主体ではないご要望や、行政区内における道路改修といった行政区個別のご要望などは、担当課による個別対応とさせていただきます。                      しかしながら、まちづくりを推進する上で、現状の運営方法のさらなる充実を図っていく事は重要となりますので、ご指摘の点も踏まえながら、その在り方について、今後ともしっかりと検討してまいりたいと考えております。                      なお、市長はじめ市執行部が皆様の行政区の区民会館等へ出向き、行政区の身近な問題を話し合う『行政区役員の皆様との意見交換会』という制度もありますので、引き続きこちらのお申込みをご検討いただければと存じます。</p>	なし	市長公室	秘書課

向台小学校区タウンミーティング意見・回答一覧

ID	行政区名	意見の概要	意見に対する回答	地図等の有無	担当部	担当課
R4-向台小-4	東区	<p><b>【牛久駅周辺の路上禁煙対策について】</b> 紙巻きたばこの吸い殻が牛久駅東口階段下に捨てられていたり、南2丁目先の空き地の草むらに捨てられている事案がある。路上歩きながらのたばこを規制する対策をお願いしたい。</p>	<p>現在、「牛久市環境美化の推進に関する条例」において、道路や公園、広場などの公共の場所等での、「歩行中の喫煙」や「吸い殻等の投げ捨て」について規制や禁止をしている状況であります。今後、看板の設置や広報紙、かつぱメール等において情報を発信し、周知してまいりたいと思います。</p>	なし	環境経済部	廃棄物対策課
R4-向台小-5	東区	<p><b>【空き地に繁茂した雑草等の除去について】</b> 条例では指導、勧告、措置命令、公表の手続きができるようだが、時間がかかりすぎる。対応の迅速化をお願いしたい。</p>	<p>空き地に雑草が繁茂している、と市民の方からご連絡を受けた場合、遅くても数日中には職員が現場を確認し、その際撮影した写真を添付した除草依頼の通知を作成し、速やかに地権者へ発送しております。通知到達後、地権者が空き地の除草をすぐ行う場合もあれば、時間がかかる場合もあり、除草までの期間に差があります。また、条例の手続きにつきましては、「牛久市あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例」の中で「空き地が危険状態、またはそのおそれがあると認められるとき」に指導以降の手続きを実施します。しかし、現状、長期にわたって繁茂し、かつ指摘を受けている危険状態の空き地は市内にないと判断しているため、指導以降の手続きを行っておりません。</p>	なし	環境経済部	環境政策課
R4-向台小-6	緑ヶ丘	<p><b>【6月1日号の広報うしく「各行政区長」紹介記事について】</b> 行政区とは、同じ地域に住む人たちが共同して安全・安心な地域づくりに取り組む組織とありますが、そのトップである区長の連絡先及び顔写真を掲載しないことに対し、非常に疑問を感じます。個人情報保護することですが、組織のトップが誰なのか、連絡先さえ提示しないことは、地域住民の身近な問題は誰に依頼し誰が解決するのか。行政区長は市民と行政区を結び、パイプ役として重要な役割を考えれば個人情報の保護を盾に市民(住民)側の立場を考えたとき、正しい判断でしょうか。一部の区長が掲載を拒み、市側がそれを受け入れたのであれば、今後同記事の掲載は取りやめ、各行政区での対応を検討願います。</p>	<p>広報うしくへの顔写真入りの区長紹介記事は歴史が古く、昭和51年4月15日号から掲載されており、昭和53年5月15日号からは、現在と同様に行政区・氏名・電話番号・顔写真という内容が毎年掲載されております。ご指摘のとおり、区長は市民と行政を結ぶパイプ役を担っていただいておりますので、広報紙にて顔写真等の公開をすることによって、広く市民に認識していただきたいとの思いから、区長の皆様方がそれぞれに掲載の同意をいただいていることと存じます。しかしながら、顔写真等は区長の個人情報であり、本人の同意なしに広報紙に掲載することはできないこともあり、この件に関しては、今後も引き続き区長に協力を要請してまいります。</p>	なし	市民部	市民活動課

向台小学校区タウンミーティング意見・回答一覧

ID	行政区名	意見の概要	意見に対する回答	地図等の有無	担当部	担当課
R4-向台小-7	緑ヶ丘	<p><b>【小学生へのヘルメット配布について】</b>            登下校時、小学生のヘルメット着用者は20人に1人あるいはそれ以下です。(向台小学校区)            子供の安全を考えた市の取り組みに賛同しましたが、残念ながら着用者は減少する一方です。            再度教育委員会等を通じ、学校及び保護者そして交通安全教室を通じ子供達が一人でも多くヘルメットを着用し、取り組みが無駄にならないことを切に望みます。</p>	<p>牛久市では、令和元年度から小学生児童全員に徒歩通学用ヘルメットの配布を行っております。            ヘルメットは通学途中の交通事故や地震発生の際、頭部への衝撃を軽減するほか、地震などで学校から避難する際に頭部を守るためにも役立ちます。また、帰宅後に自転車に乗るとき着用するなど、幅広く活用できます。反面、目の疾患への悪影響、頸部への負担や、夏場の熱中症の不安などのデメリットが指摘されております。            学校からは児童に対して登下校時に着用することを指導しておりますが、これらの不安をお持ちの方に着用を強制しているものではありません。着用不安がある場合は学校にご相談いただき、保護者判断で黄色い帽子での登校も可能としています。            地域によっては、ヘルメットの着用が減少している傾向があり、向台小学校区は特に着用率が低い傾向があるのは事実です。            これからの季節は、例年、特に熱中症の心配も重なり、ヘルメット着用を積極的に呼びかけづらい時期となりますが、暑さがおさまるのをみて、再度呼びかけてまいります。            市内における児童の交通事故において、ヘルメットの効果で頭部が守られた事例もあり、登下校時のヘルメットなどの着用は安全対策として有効であることから、今後も児童のヘルメットの着用を促進しながら、配布を継続してまいります。</p>	なし	教育委員会	学校教育課